

○農林水産省告示第九百二十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十八の規定に基づき、昭和五十四年六月三十日農林水産省告示第九百一号（アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十七年五月二十日

農林水産大臣 島村 宜伸

一中「スタンダードベイル及び圧縮されたベイル」を「スタンダードベイル、圧縮されたベイル及び大型ベイル」に改め、四を次のように改める。

四 輸出国における消毒

アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する場所において、コンテナをくん蒸施設として使用して、次により七日間くん蒸すること。

(一) スタンダードベイルについては、コンテナの内容積一立方メートル当たり二・一グラムの燐化水素を使用して、乾草の束内の温度を十度以上とすること。

(二) 圧縮されたベイルについては、コンテナの内容積一立方メートル当たり二・一グラムの燐化水素を使用して、乾草の束内の温度を二十度以上とすること。

(三) 大型ベイルについては、コンテナの内容積一立方メートル当たり二・一六グラムの燐化水素を使用して、乾草の束内の温度を二十度以上とすること。